（銘板）

第六十五条　最高使用圧力が〇・一メガパスカルを超える第一種圧力容器に備えるリフトが弁座口の径の十五分の一以上の揚程式安全弁及び全量式安全弁（次項において「揚程式安全弁等」という。）は、その材料及び構造が日本産業規格Ｂ八二一〇（安全弁）に適合したもの又はこれと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。

２　（略）

（圧力計）

第六十八条　第一種圧力容器には、指示値を確実に確認できる圧力計（最大指示値が最高使用圧力の一・五倍以上三倍以下の圧力であるものに限る。）を、コック又は弁の開閉状況を容易に知ることができるように、取り付けなければならない。

（削る）

（削る）

２　前項の圧力計は、停電の場合においても有効に機能するものでなければならない。

（準用）

第七十三条　前編（第二条の表第二号から第四号まで、第四十三条、第四十三条の二及び第四十五条から第六十二条までの規定を除く。）の規定は、第二種圧力容器について準用する。この場合において、第四十二条第二項の表に掲げる溶接継手の効率は、ボイラー溶接士でない者が行う溶接継手については、同表に掲げる値の八十五パーセントとする。

（小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格の一部改正）

第三条　小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格（昭和五十年労働省告示第八十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（材料） **第一条**　小型ボイラーの主要材料は、次に掲げる日本産業規格に適合したもの（当該日本産業規格に定められた試験を省略したものを含む。）又はこれらと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。 一　（略） 二　日本産業規格Ｇ三一〇三（ボイラ及び圧力容器用炭素鋼及びモリブデン鋼鋼板） （削る） 三～十四　（略） 十五　日本産業規格Ｇ五七〇五（可鍛鋳鉄品） （削る） （削る） （材料の許容引張応力） **第二条**　計算に使用する小型ボイラーの材料の許容引張応力の値は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値とする。	（材料） **第一条**　小型ボイラーの主要材料は、次に掲げる日本産業規格又は日本工業規格に適合したもの（当該日本産業規格又は日本工業規格に定められた試験を省略したものを含む。）又はこれらと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。 一　（略） 二　日本工業規格Ｇ三一〇三（ボイラ用圧延鋼材） 三　日本工業規格Ｇ三一〇四（リベット用圧延鋼材） 四～十五　（略） 十六　日本工業規格Ｇ五七〇二（黒心可鍛鋳鉄品） 十七　日本工業規格Ｇ五七〇三（白心可鍛鋳鉄品） 十八　日本工業規格Ｇ五七〇四（パーライト可鍛鋳鉄品） （材料の許容引張応力） **第二条**　計算に使用する小型ボイラーの材料の許容引張応力の値は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値とする。

区分	許容引張応力の値
一　日本産業規格に定められた種類が明らかな鋼材（鋳鋼を除く。）	当該種類の鋼材について日本産業規格に定められた引張強さの最小値の四分の一

区分	許容引張応力の値
一　日本産業規格又は日本工業規格に定められた種類が明らかな鋼材（鋳鋼を除く。）	当該種類の鋼材について日本産業規格又は日本工業規格に定められた引張強さの最小値の四分の一